

電磁乗用カート利用約款

第1章 総則

第1条 (本約款の目的)

この約款は、当クラブにおける乗用カートの利用に関する基準を定め、施設利用者及び従業員の安全並びに施設の保全を図り、施設利用の充実を期することを目的とします。

第2条 (本約款の遵守)

乗用カートを利用される方はコース利用者の安全に十分な注意を払うとともに、使用する乗用カートに関しても安全運転に心掛け、特に乗用カートの操作に関しては以下の定めに基づきこの約款を遵守する義務を負うものとします。以下、乗用カートを主に操作する方を「運転者」と称し、当該カートの同乗者を「同乗者」と称し、両者を総称して指すときは「利用者」と称します。

第3条 (運転者等の制限)

酩酊その他の事由により正常な操作が困難と認められるときは運転者となることができません。(当クラブは電磁乗用5人乗りカートのためリモコン操作者)

第4条 (プレー中における危険防止)

- 5人乗りカートは電磁誘導式で、カート道を自動走行し、5人乗りカート同士は近づくと、自動停止しますが、人や他の車などには反応せず危険です。カート道の立ち入りは、各自安全を確認して下さい。
- 先行する組に打ち込んだり、アドレスしたプレーヤーの前には絶対に出ないで下さい。
- 他のコースに打ち込んだ場合「フォア」と声掛けして注意を喚起し、声が聞こえた時は、危険回避をして下さい。(しゃがむ等)
- 2番・4番・12番ホールはブラインドホールの為、カート無線又はフォアキャディーの指示に従ってプレーして下さい。

第5条 (施設内における事故及び損傷)

- プレー中におけるゴルフクラブの紛失、貴重品等の持ち物の紛失や盗難、或いは毀損事故に関する責任の所在は、原則として利用者自身が負うものとします。貴重品等の施設内持込みは、基本的に自己責任となります。
- 施設内の備品、コース内の草・木・花等の採取持ち帰りは厳にお断りいたします。万一発見した場合には、厳重注意、或いは場合により相応金額の請求をさせていただく場合があります。
- プレー中不注意による事故(素振り・打球・カート事故等)や不慮の事故(転倒などによる障害)に対し、当クラブは医療機関までの応急手当を行います但しその他の一切の責任は負わないものとします。

第2章 細則

第6条 (安全操作義務)

運転者は乗用カートの運行に際し、当該乗用カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、人身に対する危害、或いは施設に対する損傷を及ぼさないようにして下さい。

第7条 (走行場所)

乗用カートは止むを得ない事情がある場合の他は、所定の乗用カート用通路以外の場所で走行させないで下さい。

第8条 (操作中の注意)

運転者は乗用カートの操作に際し、次の事項を遵守して下さい。

- 走行の際の注意事項
(イ) 乗用カートの運転の開始は、必ず係員の指示に従って下さい。
(ロ) 運転の開始に際しては、同乗者の乗車に先立って、必ずブレーキ、リモコンを含むその他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
(ハ) 発進は必ず他の利用者が着座したこと及び前方の安全を確認した上で声を掛けて行って下さい。
- 停車等の際の注意事項
(イ) 乗用カート用通路の走行に関し、走行方法等(走行方法・一旦停止)の表示があるときはこれに従って下さい。
(ロ) 乗用カートは斜面その他の不安定な場所、或いは打球が当たる可能性がある場所には、駐停車させないで下さい。
(ハ) 乗用カートから離れるときは必ず他の利用者の降車を確認して下さい。

第9条 (同乗者等の注意事項)

同乗者は乗用カートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

- 乗用カートの前には絶対に立たないで下さい。
- 乗用カートが発進する際、或いは乗用カートが起伏や上下勾配のある場所、曲折した場所、付近に転落等危険を伴う場所を走行する際は、必ず乗用カートの把持部分(アームレスト)に掴まって下さい。

- 乗用カートの走行中は、乗用カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう注意して下さい。(16番から17番のジョイントは特に注意して下さい)
- 動いている乗用カートに飛び乗ったり、降りたりしないで下さい。
- 走行中は危険ですので、乗用カートからクラブの抜き差しはしないで下さい。
- 乗用カートへの乗車は、乗用カートの定員を守って下さい。

第10条 (乗用カート及び施設利用の拒絶等)

当クラブは次の場合には、施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

- 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- 非会員については、会員の同伴または紹介がない場合。
- 暴力団関係者、その他反社会的行動がある団体の構成員とその関係者で暴力的行為を行う恐れがあるものと認められたとき。
- 天災等止むを得ない事情によりクローズする場合。
- プレーに不適當な服装の場合。
- その他本契約に反した場合並びに当クラブの施設を利用することが好ましくないと判断した場合。

第11条 (事故の場合の責任等)

- 運転者は乗用カートの操作に関し、故意又は過失により人身に危害を及ぼし或いは当クラブの施設(乗用カートその他の施設内の物品を含む)に損害を及ぼし事故を生じた場合(以下乗用カート事故という)には、被害者に対し当該乗用カート事故により生じた損害を賠償していただきます。(当事者間での解決とする)
- 同乗者の故意又は過失により、乗用カート事故を生じ又は事故を誘発した場合には、当該事故の態様に応じ、運転者と連帯して、或いは単独にて、被害者に対し当該事故により生じた損害を賠償して頂きます。
- 同乗者が、乗用カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者にこの約款に反する行為があった場合には、事情に従いその損害賠償請求の全部又は一部が過失相殺により免除されることとなります。
- 冬季は乗用カート路等あらゆる箇所が凍結する可能性があります。乗用カートのスリップや転倒事故、プレーヤーの転倒事故等には十分注意を払って下さい。万一不注意により乗用カート事故が発生しても、原因が利用者不注意に起因する場合、当クラブは責任を負いません。

第12条 (不安全行動に関する責任)

- コース内において、プレー中及び次のホールへ移動する際には、足元に十分注意し、転倒事故等が発生しないようご注意ください。
- 他のホールでのプレーは、安全を確認してそのホールのプレーヤーの了解を得て行い、自組のプレーヤーにも打球の確認等、安全を図る責任があります。

第13条 (避難について)

- 雷や大雨、暴風雨等により、当クラブが一時中断・避難の決定をし、乗用カート無線により連絡した場合、速やかに近くの避難小屋等に避難して下さい。
- 当クラブが判断しなくても、プレーヤーが危険と判断した場合も、速やかに避難し、乗用カートの無線にてキャディーマスター室にご連絡下さい。
- 自然災害により起こる乗用カート事故については、当クラブは初動処置を行います但し責任は負いかねます。

第14条 (本約款の改定)

- この約款は必要に応じ、当クラブ理事会の承認を経て改定することがあります。
- この約款の改定は、当クラブ施設内に1ヶ月以上の期間、改定事項を提示し公示します。
- この約款の改定の効力は前項の公示を開始したときにその効力を生じます。

【補足】

- コース内での緊急時の連絡は、カートに設置してある無線にてキャディーマスター室までご連絡下さい。
- O U T、I N 茶店には内線電話を設置しておりますので、係りの者にお申し付け下さい。



ザ・カントリークラブ